都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第二項第一号、第二号若しくは第六号、第八項、第十九項、第二十九項、第三十一項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十四項若しくは第四十七項、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「平成二十九年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第十一項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで並びに附則第十五条第二項第一号及び第二号、第十九項ただし書、第二十九項、第三十一項第二号、第三十三項第三号並びに第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二項第六号、第八項及び第三十三項第二号、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十一項第一号、第三十三項第一号及び第三十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、同条第四十項に係るものにあつては五分の四、同条第四十七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九五四を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七

都道府県が固定資産税を課すものとされている償却資産をいう。以下同じ。）について、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第七百四十条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をいう。ただし、当該償却資産のうち同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで若しくは附則第十五条第十八項、第二十八項、第三十七項、第四十四項、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「平成二十九年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第十一項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、同法附則第十五条第十八項ただし書、第二十八項及び第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十七項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六九を乗じて得た額とする。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七